

第1章

計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

第1節 計画策定の趣旨

- 地域社会における共生の実現に向けて、平成25年4月、障害者自立支援法に代わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行されるとともに、障害者の定義に難病等が追加されました。平成26年4月には障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施され、平成30年4月には就労定着支援や自立生活援助のサービスが開始されるなど、障がい者を取り巻く福祉環境は大きく変化しています。
- 障がい者本人や介護にあたる家族の高齢化、障がいの重度化・重複化など、障がい者自身の状況も複雑化する中、障がい者施策のニーズも多様化し、障がい児、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者などへの支援の充実も求められています。
- また、平成23年の東日本大震災や令和元年の東日本台風(台風第19号)、令和2年から続く新型コロナウイルス感染拡大等の経験により、災害・緊急時における障がい者を含む要配慮者への支援や医療機能の確保などの取組について、重要性が指摘されています。
- 区では、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、平成30年3月に、第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定し、障がい者施策を計画的に推進してきました。
- 第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画では、これまでの目標達成状況と課題を点検しつつ、国や東京都の動向等も踏まえながら、サービス基盤や支援策のあり方、他の個別分野を含む障がい者施策の総合的な展開を検討し、障がい者が地域において自立し、自ら望む生活ができるよう支援するため、令和3年度～令和5年度の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標や、必要な見込量などを定めます。

第2節 計画策定の体制

- 障がい者団体や福祉・医療関係団体の代表、学識経験者等の意見を第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画に反映させるために、「荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

第3節 計画の位置づけ

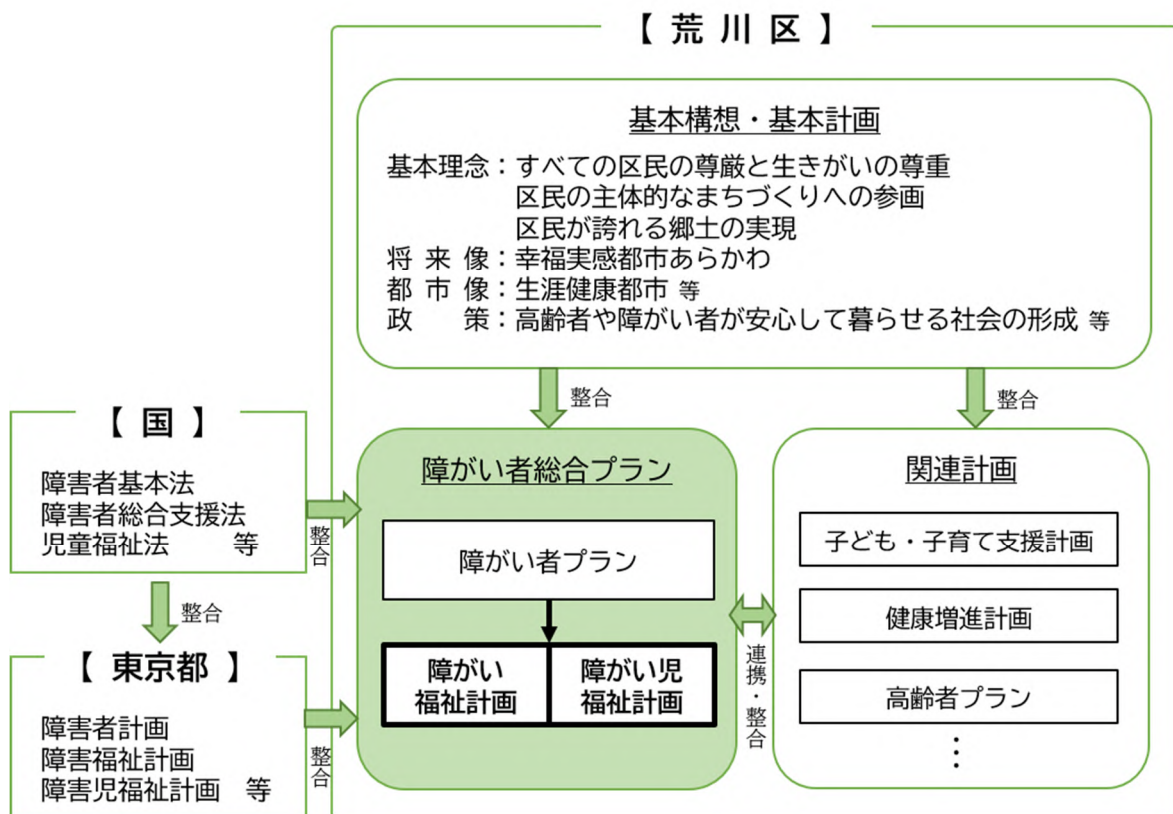
- 荒川区障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画に相当する計画です。荒川区障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画に相当する計画です。
- 区では、昭和57年に国際障害者年荒川区行動計画を、また平成5年に荒川区地域福祉計画を、平成6年に荒川区保健医療計画を策定して、障がい者施策を計画的に取り組んできました。
- さらに、平成12年には介護保険制度の施行とともに、障害者基本法に基づく市町村障害者計画に相当する第1期荒川区障害者プラン(平成12年度～平成17年度)を策定し、平成18年には障害者自立支援法の施行とともに第1期荒川区障がい福祉計画(平成18年度～平成20年度)を第2期荒川区障がい者プラン(平成18年度～平成23年度)と一体的な形で決めました。
- その後、改定を経て、平成30年3月に、第4期荒川区障がい者プラン(平成30年度～令和5年度)、並びに第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画(平成30年度～令和2年度)の三計画を一体とした荒川区障がい者総合プランを策定しています。
- このたび、荒川区障がい者総合プランの三計画のうち、令和2年度をもって計画期間を終える荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画の二計画について、令和3年度以降の計画を新たに策定します。

【法的な位置付け】

計画名		法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン (計画期間:6年間)	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画 (計画期間:3年間)	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画 (計画期間:3年間)	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

- 区では、荒川区基本構想に掲げた区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現のため、荒川区基本計画を策定し、その計画の下に個別計画を策定して、施策を実施しています。荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画は、国や東京都の基本方針を踏まえ、障害者総合支援法や児童福祉法等の関連法令に基づき、荒川区基本構想及び荒川区基本計画に掲げる「幸福実感都市あらかわ」の実現を、障害福祉の側面から担う個別計画です。
- 両計画は、区における障がい者施策の基本計画となる荒川区障がい者プランと基本理念、基本目標及び基本方針を共有し、荒川区健康増進計画、荒川区子ども・子育て支援計画及び荒川区高齢者プラン等の関係する個別計画と連携及び整合性を保ちながら、障害福祉サービス等の施策に係る実施計画として策定します。

【関連計画等との位置付け】



第4節 計画の対象

- 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方（18歳未満の子どもを含む）、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子どもを対象とします。

第5節 計画の期間

- 第6期荒川区障がい福祉計画及び第2期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間です。

【計画期間】

年度	障がい者 プラン	障がい者 福祉計画	障がい児 福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
平成 12年度	第1期 荒川区 障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画		
22年度				
23年度				「障害者基本法」改正
24年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度		第4期荒川区 障がい福祉計画		
28年度				「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者総合支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行
令和 元年度				
2年度				
3年度		第6期荒川区 障がい福祉計画	第2期荒川区 障がい児福祉計画	
4年度				
5年度				